

墨田区のお知らせ2013.3.21 NO.1705 (毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

すみだと全国の旬間歳時記
●菜種梅雨

3月下旬～4月上旬に降り続く雨のこと。菜の花が咲く頃に降るため、この名がついた。また、菜の花をはじめ、いろいろな花の開花を催すことから「催花雨(菜花雨)」とも呼ばれる。



2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2面…自転車放置禁止区域の指定
- 3・4面…講座・教室・催し・募集

すみだの魅力にも出会える場所「ひきふね図書館」開館

区内最大の広さ・蔵書数の「ひきふね図書館」が、4月1日、京成曳舟駅前に開館します。すみだの特色や豊富な資料を活用した催し・展示を行うなど、本を借りる以外にも“新たな知識・情報に出会う楽しみ”があふれる図書館を、ぜひ、ご利用ください。



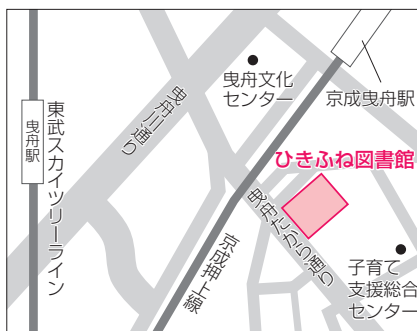
親子でくつろげる「はだしのコーナー」は子育て世代の交流の場にもなります

“知”と出会う喜びが待っています

区では、「あずま図書館」と「寺島図書館」を統合し、区内最大の広さ・蔵書数となる「ひきふね図書館」を、4月1日に、京成曳舟駅前に開館します。この図書館には、自動出納書庫等の最新機器のほか、小さな子どもや保護者が気兼ねなく利用できるよう、一般利用者のスペースと離れた場所に設置された「こどもとしょじつ」など、利用者の視点に立った

設備が満載です。また、すみだの魅力が感じられる多彩な展示を館内各所で行うほか、区のボランティアリーダー育成講座の修了者を中心に結成された「墨田区ひきふね図書館パートナーズ」と区が協働し、豊富な資料等を活用した催し・展示も企画して行うなど、本を借りる以外にも、“新たな知識・情報に出会う楽しみ”があふれています。すみだらしさが存分に味わえる「ひきふね図書館」を、ぜひ、ご利用ください。

「ひきふね図書館」の案内図・概要



【開館時間】午前9時～午後9時(「こどもとしょじつ」は午後6時まで)
*日曜日・祝日は全館午後5時まで
【休館日】毎月第3木曜日、年末年始、特別整理期間**【収蔵可能資料数】**約40万点(開架図書は約16万点)**【専有面積】**約3400m²**【所在地】**京島1-36-5(2階～5階部分)**【問合せ】**ひきふね図書館 公5655-2350

「ひきふね図書館」の設備・特徴をご紹介します

●自動貸出し機
貸出し券のバーコードと本のICタグを自分で機械にかざすだけで借りることができます



●自動出納書庫
書庫(閉架)に保管されている資料を2分以内に取り出せます

●こどもとしょじつ
靴を脱いでくつろげる「はだしのコーナー」や幼児用トイレ、授乳室があるので、小さな子どもと一緒に安心です



●デジタルサイネージ(電子看板)
館内各所に設置されており、地域の生活情報等に出会えます

●個人用学習席
予約制の学習席が全82席あり、読書や勉強に集中できます



●すみだの魅力を感じられる展示
すみだの産業・歴史・文化などをテーマとした楽しい展示が館内に散りばめられています



●すみだならではの特集
芥川 龍之介、永井荷風といった、すみだゆかりの作家を集めて紹介するなど、すみだの図書館ならではの工夫が盛りだくさんです



まちの方に聞きました

図書館でいろいろな“交流”ができる楽しいですね

岡本卓馬さん(石原一丁目在住)

以前、「ひきふね図書館を活用したビジネス支援」というテーマで講師を務めさせていただいたことがあります。図書館というと「本を借りるところ」というイメージが強いのですが、本をきっかけに多くの人が集まる場所という点に注目することで、図書館の持つ可能性は大きく広がると思います。例えば、座談会のように、集まった人同士で、世代や分野を超えた“知の交流”ができる催しなどがあるとおもしろいですね。また、子どもと一緒に図書館に行くと、たくさんの本に囲まれて子ども自身は楽しそうなのですが、どうしても声を出したり、走り回ったりしてしまうの



で、周りが気になって早々と帰らなければならないことが多くありました。だから、子どもがのびのびと過ごせる「こどもとしょじつ」がひきふね図書館にできると聞き、とても楽しみにしています。無料で使えて、靴を脱いで遊ばせられる場所が少ないので、「はだしのコーナー」があるのも助かりますね。そこで子ども同士、親同士の交流もできたら良いなと思っています。



迷惑な放置自転車をなくし、だれもが安全に通行できるように
自転車放置禁止区域の指定

4月1日から新たに、小村井駅の周辺を自転車放置禁止区域に指定します。この区域内に放置された自転車は即日撤去の対象となりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



【問合せ】土木管理課 交通安全担当 ☎5608-6203



春を感じてみませんか
緑と花の学習園さくらまつり

緑と花の学習園(文花2-12-17)では、左表のとおり、「さくらまつり」を開催します。ぜひ、ご来園ください。

【とき】4月6日(土) *雨天決行
【問合せ】環境保全課緑化推進担当(区役所14階) ☎5608-6208

対=対象 定=定員 費=費用 持=持ち物 申=申込み

イベント名	実施時間	対象・定員・費用・申込み等
学習園内探索ツアー「さあ、緑のオアシスを歩いて学ぼう」	▶午前10時～11時 ▶午後1時～3時	費無料 *参加者に花苗をプレゼント(先着100人) 持花苗を持ち帰るための袋 申当日直接会場へ
緑化相談「聞いて納得、植物の知りたいことがわかります」		費無料 申当日直接会場へ
緑の5分講習会 in 学習園「アツという間に植物博士、園芸の基礎を学べます」		費無料 *参加者に花苗をプレゼント(先着100人) 持花苗を持ち帰るための袋 申当日直接会場へ
緑化講習会「こころあらくハーブ講習会」	▶午前11時～正午 ▶午後2時～3時	対区内在住在勤在学の方 定各先着15人 費800円(材料費) 持タオル 申3月21日午前9時から問合せ先へ
お休み処「緑茶サービス」	午前11時～	定先着50人 費無料 申当日直接会場へ
緑化講習会「春を感じるフラワーアレンジメント」	午後1時半～2時半	対区内在住在勤在学の方 定先着15人 費1500円(花代・容器代込み) 持はさみ、タオル、持ち帰り用の袋 申3月21日午前9時から問合せ先へ



カラスに巣を作らせないために
樹木の剪定

3月下旬～7月はカラスの繁殖期です。カラスは生い茂った樹木を好んで巣を作り、卵や雛を守るため、人を威嚇したり、怪我をさせたりする場合があります。撤去に多額の費用がかかります。カラスに作らせないため

には、樹木の剪定や小枝の刈り込みを行うことが大切です。区では、剪定はさみを無料で貸し出していますので、ぜひ、ご利用ください。
【問合せ】環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208



スポーツで爽やかな汗を
区民体育大会

様々なスポーツを満喫することができ、区民体育大会を開催

【問い合わせ】左表のとおり

種=種別 費=費用 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ

大会名	とき	ところ	種別・費用・持ち物・申込み・問合せ
区民ハイキング	4月14日(日)午前7時～ *歩程は約3時間	ながとろ ぼんさん 長瀬・宝登山(埼玉県秩父郡) * JR錦糸町駅北口に午前6時50分集合 *往復電車を利用	費500円(保険料込み) *交通費(2500円程度)は別途自己負担 持弁当、飲物、雨具兼防寒用の上着等 *山歩ぎに適した靴で参加 申費用を持って直接、3月29日午後4時までに、スポーツ振興課スポーツ振興担当(区役所11階)へ 問墨田区野外活動連盟 小林正克 ☎3622-4551
剣道大会	4月21日(日)午前8時半～午後6時	区総合体育館(錦糸4-15-1)	種▶個人戦=段級別の部 ▶団体戦=小学生・中学生の部 費1人300円 *当日支払 申申込書を直接または郵送で4月9日(必着)までに墨田区剣道連盟事務局 加藤昭信(〒130-0024菊川1-17-2-608) ☎3846-0973へ *申込書は申込先と、スポーツ振興課(区役所11階)で配布
バドミントン大会	▶男子シングルス、女子ダブルス=5月5日(祝) ▶男子ダブルス、女子シングルス=6月2日(日) *いずれも午前9時～午後9時		種ダブルス(男女1部～4部・壮年の部)、シングルス(男女1部～4部・壮年の部) 費1人800円 *4月20日(土)午前11時から、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)で実施する組合せ会議で支払 申住所・氏名・年齢・電話番号・種別をEメールで4月13日までに墨田区バドミントン連盟事務局 ☎sumida.bado@gmail.comへ 問スポーツ振興課スポーツ振興担当 ☎5608-6312 *当日は、試合用シャトルも持参



もう、お済みですか
特別区民税・都民税、軽自動車税の納付

平成24年度の特別区民税・都民税や軽自動車税の納付がまだお済みでない方は、お早めに納付をお願いします。

さい。万一、ご相談もなく納付が滞ると、財産の差押えなどの行政処分に至る場合もありますので、ご注意ください。
【問合せ】税務課納税係 ☎5608-6142



4月からの負担割合が据え置きになりました
70歳～74歳の方の医療費

70歳～74歳で、病院等の窓口で支払う医療費の負担割合が1割の方について、4月から負担割合を見直し、2割とすること

1割の方には、4月以降有効の新しい高齢受給者証を今月末までにお送りします。
なお、負担割合が3割の方は、これまでどおりで、変更はありません。

26年3月までは、1割のまま据え置くことになりました。
このため、現在、負担割合が

【問合せ】国保年金課こくほ資格係 ☎5608-6121

東日本大震災義援金の受付期間を延長します

東日本大震災義援金を、ゆうちょ銀行での口座振替と区の窓口で受け付けています。

この度、今月31日までだった受付期間を、平成26年3月31日まで延長します。

【受付期間】26年3月31日(月)まで【ゆうちょ銀行振替口座】00140-8-507・日本赤十字社 東日本大震災義援金 *郵便局の窓口での取扱いの場合は、送金手数料が無料となります。

【直接受付窓口】区民活動推進課(区役所14階)【問合せ】区民活動推進課区民活動推進担当 ☎5608-6202

●区の窓口でお預かりした義援金の総額(2月28日現在)
1億35万7128円



毎月25日は
すみだ 家庭の日

区の世帯と人口(3月1日現在)

*住民基本台帳による

世帯	13万3950 (+345)
人口	25万2474 (+437)
男	12万6126 (+217)
女	12万6348 (+220)

* ()内は前月比

人が輝く 講座・教室・催し

暮らし 健康・福祉 子ども 仕事・産業 税金・国保 文化・スポーツ イベント 区政その他 ほけっと (区主権以外)

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
文化・スポーツ	室内テニススクール	4月11日、5月9日、7月11日、10月24日、11月14日、平成26年2月6日いずれも木曜日 ▶第1部=午後6時～7時20分 ▶第2部=午後7時20分～9時	区総合体育館(錦糸4-15-1) 	種 初心者、初級、中級、上級 対 区内在住在勤在学の方 費 各日各部1500円 *第1部と第2部を通しての参加は各日2000円 *第1部のみ、親子(親1人・子ども1人)での参加が可能で、その場合は各日1組2500円 持 テニスシューズ(室内用の運動靴)、硬式ラケット 申 住所・氏名・年齢・電話番号・種別・希望の部を直接または電話、はがき、ファクス、Eメールで4月10日(必着)までに墨田区庭球協会事務局 相沢宗良(〒130-0013錦糸1-4-13) ☎3622-7454・FAX3623-0574・✉sumida-tennis-ass@snow.ocn.ne.jpへ
	ちょっと楽しいスポーツ教室(各コース20回程度)	4月27日～平成26年2月22日の土曜日午後2時～4時 *日程の詳細は、問い合わせるか、申込先で配布しているチラシを参照 	▶第四吾嬬小学校コース=第四吾嬬小学校(京島3-64-9)ほか ▶外手小学校コース=外手小学校(本所2-1-16)ほか	内 バドミントンやニュースポーツ(ミニテニス、ビーチボールバレー等)の紹介・体験 対 区内在住在勤の成人 定 各コース40人(抽選)【抽選会の日時】▶第四吾嬬小学校=4月6日(土)午前10時～ ▶外手小学校=4月13日(土)午前10時～ 費 各コース4000円(保険料込み) *参加決定者は抽選会で支払 *抽選会に出席できなかった参加決定者には、別途支払方法等を通知 申 3月22日～4月3日に、スポーツ振興課スポーツ振興担当(区役所11階) ☎5608-6312へ
イベント	墨堤さくらまつり	桜の開花期間中 *観光PRコーナーは3月30日～4月7日の毎週土・日曜日午前10時～午後4時のみ *イベントの開催日時は問合せ先へ *隅田公園内の提灯の点灯は、まつり開催期間中の日没～午後9時半 	▶観光PRコーナー、向嶋 <small>むかいがさ</small> 芸妓茶屋=桜橋デッキスクウェア ▶模擬店、ごとの無料貸出し=墨堤遊歩道沿い ▶イベント=桜橋上	内 ▶観光PRコーナー=土産品の販売・福引 ▶イベント=和太鼓演奏、かっぱ踊り、南京玉すだれ、相撲甚句等 申 期間中、直接会場へ 問 ▶観光課観光担当 ☎5608-6500 ▶墨田区観光協会 ☎5608-6951 *都立東白鬚公園(堤通2-2-1)では、「さくら堤通り花まつり」を4月15日(月)まで開催
	伊豆高原荘「伊豆らんらん倶楽部バスツアー」	▶5月7日(火)～9日(木) ▶5月21日(火)～23日(木) *いずれも2泊3日	【宿泊先】伊豆高原荘 *区役所玄関前に午前9時集合(錦糸公園前バス停付近に午前9時20分集合でも可)	内 お茶の本場・静岡で衣装を身につけて行う新茶摘み体験(お土産付き)や、小田原城の見学など 定 各先着40人 費 各2万1000円(区内在住在勤者は100円引き) *昼食代は別途自己負担 申 3月21日午前9時から電話で伊豆高原荘 ☎0557-54-1108へ
ほけっと	皮革手芸教室	4月～9月の火・土曜日午後1時～4時 *5月4日を除く	東京靴会館(台東区蔵前4-16-3)	内 小銭入れ・小物入れ・ショッピングバッグ等の作成 定 ▶火曜日コース=先着40人 ▶土曜日コース=先着20人 費 各コース月額3150円(室料等) *材料費等は別途自己負担 申 事前に電話で全国皮革振興会 ☎3865-7457へ
	不動産鑑定士による不動産の無料相談会	4月5日(金)午前10時～午後4時	アルカキット錦糸町前広場(JR 錦糸町駅北口)	内 相続、不動産売買などに関する相談 申 当日直接会場へ 問 東京都不動産鑑定士協会 ☎5472-1120

いきいきすみだ 募集

暮らし 健康・福祉 子ども 仕事・産業 税金・国保 文化・スポーツ イベント 区政その他

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
暮らし	多子世帯向け区民住宅(中堅所得世帯用)あき家入居者の募集	【募集住宅の概要】シティハイム墨田(墨田3-17-9)・3LDK(68.5㎡～83.06㎡)・5戸程度【入居者負担額(月額)】6万8700円～ *子育て支援策として、2万円の使用料減額を受けた後の負担額 対 区内在住在勤で、次のすべての要件を満たす方▶現に同居しているか同居しようとする親族がいる ▶所得が定められた基準内である ▶住民税を滞納していない ▶同居する18歳未満の子どもが3人以上いる *都民住宅に入居している方も申込可 *ほかにも要件あり	【募集パンフレット・申込書の配布場所】住宅課(区役所9階) *区ホームページから出力可 申 随時、申込書を直接または郵送で〒130-8640住宅課公営住宅担当 ☎5608-6214へ *申込書を直接持参する場合は、収入がある方全員の平成24年中の所得が分かるものも必要 *募集は、あき家が埋まり次第、終了
仕事・産業	「フロンティアすみだ塾」塾生の募集	内 中小企業の事業を継承し、次代を担う人材を育成するための講義(毎月1回程度)、企業の視察・合宿等(年3、4回)【開催期間】5月～平成26年3月【開催場所】区役所会議室ほか 対 原則、区内中小企業の後継者・若手経営者で、おおむね45歳までの方 定 10人程度(選考) 選 書類選考 費 10万円 *企業の視察・合宿にかかる費用は別途自己負担	申 申込書を直接または、ファクスで4月5日までに、すみだ次世代経営研究協議会事務局(区役所14階・産業経済課内) ☎5608-6188・FAX5608-6934へ *申込書は、申込先、すみだ中小企業センター(文花1-19-1)で配布しているほか、区ホームページから出力可 問 産業経済課産業振興担当 ☎5608-6188
文化・スポーツ	「すみだ教室」受講生・ボランティアの募集	内 知的障害者が自立して生活できるよう、仲間づくりや社会生活のルールについて学ぶ「すみだ教室」の受講または指導補助【活動期間】5月26日～平成26年2月9日の原則、毎月第1・第3日曜日午前9時半～午後3時 *ボランティアは午後3時半まで【活動場所】本所中学校(東駒形3-1-10)ほか	選 面接 *面接日は後日通知 申 申込書を直接または郵送で4月10日(必着)までに〒130-8640生涯学習課青少年担当(区役所11階) ☎5608-6311へ *申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページから出力可
	▶受講生	対 区内在住在勤の65歳以下の知的障害者(愛の手帳3度～4度)で、次のすべての要件を満たす方▶団体行動がとれる▶医療管理や介護を必要とせず、一人で自宅と会場を往復できる▶義務教育課程を修了している(高校等に在学中の方を除く)▶全日程参加できる	【募集数】若干名(選考) 費 無料 *教材費等は別途自己負担
	▶ボランティア	対 18歳以上で、障害者教育に関心がある方 *高校生を除く	*謝礼あり

☎=電話 FAX=ファクス ✉=Eメール 🏠=ホームページアドレス

人が輝く **講座・教室・催し**

内容 種別 対象 定員 費用 持ち物 申込み 問合せ

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
健康・福祉	骨盤体操でポッコリお腹を解消！(全3回)	4月9日・16日・23日いずれも火曜日午前10時～11時半	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)	対 16歳以上の方 定 先着20人 費 1800円(保険料込み) 持 飲物、汗拭き用タオル 申 3月22日から、みどりコミュニティセンター ☎5600-5811へ *受付は午前9時～午後8時
	健康づくり教室「初心者向けストレッチ教室」(各コース全4回)	4月10日～5月1日の毎週水曜日 ▶1時半コース=午後1時半～2時50分 ▶3時コース=午後3時～4時20分	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	対 区内在住の成人で、医師から運動を制限されていない方 定 各コース15人(抽選) 費 無料 申 3月25日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3729へ
	初心者向け「高齢者ペン習字教室」(全6回)	4月11日～5月16日の毎週木曜日午前10時～正午		対 区内在住で60歳以上の方 定 30人(抽選) 費 800円(ペン代・ノート代込み) 申 3月25日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3721へ
	高齢者体操教室「ボールを使って楽しくストレッチ！」(全5回)	4月17日～5月15日の毎週水曜日午前10時～正午	梅若ゆうゆう館(墨田1-4-4・シルバープラザ梅若内)	対 区内在住の60歳以上で、医師から運動を制限されていない方 定 20人(抽選) 費 1050円(ボール代) 申 3月25日までに梅若ゆうゆう館 ☎5630-8630へ *受付は午前10時～午後5時
	介護予防のための「うんどう習慣日」(全12回)	4月～平成26年3月の毎月第3水曜日午後1時半～2時半	外手集会所(本所2-6-9)、若宮公園(本所2-2-19) *外手集会所に午後1時半集合	内 トレーナーの指導を受けながら、公園内の「うんどう遊具」等を使って体を動かす 対 区内在住の65歳以上で、医師から運動を制限されていない方 定 先着30人程度 費 無料 申 事前に高齢者福祉課高齢者相談担当(区役所4階) ☎5608-6178へ
	介護予防のための「高齢者筋力向上トレーニング教室」(各コース全12回)	▶火曜日コース=5月7日～7月30日の火曜日(7月16日を除く) ▶金曜日コース=5月10日～7月26日の毎週金曜日 *いずれも午後1時～2時45分	区総合体育館(錦糸4-15-1)	内 高齢者向けの、機器を使った無理のない運動 対 区内在住で65歳以上の初心者 *ほかにも要件あり(詳細は申込先へ) 定 各コース10人(抽選後、当選者の中から選考) 費 無料 *4月22日(月)午後2時～3時に現地で実施する説明会で、医師の診断書(費用は自己負担)または特定健康診査等受診結果票の提出が必要 申 4月12日までに高齢者福祉課高齢者相談担当(区役所4階) ☎5608-6178へ
子ども	歯科ミニ講座「選んで安心・大好きおやつ」と歯科相談	3月26日(火)▶講座=午後0時45分～1時 ▶相談=午後1時～2時 *1月・8月を除く毎月第4火曜日に開催	文花子育てひろば(文花1-20-3)	内 歯科衛生士による歯みがき講座(お話、歯みがき指導)と、向島歯科医師会の協力による歯科相談 対 乳幼児とその保護者 定 ▶相談=先着15組 費 無料 持 歯ブラシ、タオル 申 当日直接会場へ 問 文花子育てひろば ☎5630-6027
	ジュニア育成春季ソフトテニス教室	4月7日～6月30日の▶小学生=毎週日曜日午前9時～11時 ▶中学生=毎週日曜日・祝日午前9時～正午	墨田五丁目テニスコート(墨田5-16-14)	対 小学校4年生～中学生 費 無料 持 テニスシューズ(運動靴) *ラケットの無料貸出しあり 申 住所・氏名・年齢・電話番号を電話または、はがき、ファクスで各開催日の前日(必着)までに墨田区ソフトテニス連盟事務局 猪飼直茂(〒131-0041八広2-12-11) ☎・FAX3617-4123へ *当日会場でも申込可
文化・スポーツ	特集展示「桜展」  三代広重画「東京開華名所図絵之内隅田堤より真乳山を望」	3月23日(土)～4月21日(日)午前9時～午後5時 *入館は午後4時半まで *毎週月曜日・毎月第4火曜日(祝日のときは翌日)は休館	すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5)	内 桜をテーマに、江戸時代から明治時代までの墨堤の花見などの様子を錦絵等で紹介 【入館料】▶個人=100円 ▶団体(20人以上)=80円 *中学生以下と、身体障害者手帳・愛の手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は無料 申 期間中、直接会場へ 問 すみだ郷土文化資料館 ☎5619-7034  三代豊国画「隅田川乃桜」

人権・同和問題コラム ④7

パワーハラスメントのない良好な職場をつくりましょう

パワーハラスメント(パワハラ)とは、「職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景として、本来の業務の適正な範囲を超え、継続的に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりする行為」のことです。近年、経済環境の悪化に伴うリストラや、業務の負担・職務上のストレスの増加、職場内のコミュニケーション不足などを背景として、こうしたパワーハラスメントによる被害が増加しています。

平成23年度に、全国の労働局に寄せられた「職場のいじめ・嫌がらせ」の相談件数は約4万6000件に達し、14年の約6600件から7倍近くまで増加しています。また24年に厚生労働省が実施した調査によると、民間企業で働く4人に1人が職場でパワーハラスメントを受けた

経験があることが分かりました。

こうした嫌がらせ行為の増加を受け、厚生労働省では、昨年3月に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を公表しました。この提言の中でパワーハラスメントを、▶暴行や傷害などの“身体的な攻撃” ▶脅迫や名誉毀損、暴言などの“精神的な攻撃” ▶仲間外しや無視などの“人間関係からの切り離し” ▶業務上不要なことや遂行不可能なことの強制などの“過大な要求” ▶仕事を与えないなどの“過小な要求” ▶私的なことに過度に立ち入る“個の侵害” の6種類に分類し、上司から部下へだけでなく、同僚間や、部下から上司へのいじめ・嫌がらせもパワーハラスメントであると定義しました。

職場でのパワーハラスメントは、相手の尊厳

や人格を傷つけ、ときには、心身の健康や命さえも危険にさらすこととなります。また、職場環境を悪化させることにもつながります。こうした行為を防止するためには、企業による取組はもちろん、誰もがパワーハラスメントの当事者になり得ることを忘れずに、一人ひとりがお互いの価値観の違いなどを認め、人格を尊重し合い、良好な人間関係を築くことが大切です。

もうすぐ4月です。就職や人事異動等で新しく職場に来た方を温かく迎え、誰もが気持ちよく働ける職場をつくりましょう。なお、パワーハラスメントに関する相談は、全国の労働局、労働基準監督署等の総合労働相談コーナーで受け付けています。お気軽にご相談ください。

【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322